交通安全ワンポイント

全ての座席でシートベルト着用を

シートベルトは、交通事故に遭った場合の被害を大幅に軽減させるとともに、正しい運転姿勢を保たせることにより疲労を軽減させるなどの効果があります。

自動車を運転する時は、本人がシートベルトを着用するとともに、助手席や後部座席の同乗者にもシートベルトを着用させなければならないと、道路交通法に定められています。

シートベルトを着用せず交通事故に遭った場合、後部座席であっても、「車内で全身強打する」、「車外に放り出される」、「前席の人が被害を受ける」などの可能性があり危険です。後部座席シートベルト非着用時の死傷者数に占める死者数の割合は、着用時と比べて高速道路で約11・7倍、一般道路で約3・3倍高くなっています。

また、シートベルト非着用により交通事故の被害が拡大した場合、被害者であっても過失があったとされ、十分な補償が受けられない可能性があります。

問危機管理課 危機管理係 ☎286-3210

防火と救急

その火、火災予防条例違反ではありませんか?

火災と紛らわしい煙や火を発する恐れのある行為をする場合、火災予防条例により最寄りの消防署に届け出が必要です。

この届け出は、実施状況の把握の他、意図せず燃え広がった場合に出動する消防車が、いち早く現場を確認するためのもので、決して焼却行為などを許可、承認するものではありません。

なお、焼却行為は、農林業を営むためにやむを得ないものなど一部の例外を除き、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。

問益城西原消防署 ☎286-2119

かしこい消費者

「お試し」のつもりが定期購入に!?

ホームページやSNSなどで「健康に良い」、「ダイエット効果あり」などとうたう広告を見て、商品を通常価格より安価で購入したら、実際は定期購入契約だったというトラブルが増えています。

購入者が「お試し」、「1回だけ」という認識で購入しても、実際には定期購入契約になっていたり、自分で停止手続きをしないと自動で定期購入に切り替わってしまうというケースもあります。

また、解約を申し出ようとしたところ、「事業者へ電話がつながらない」、「定期購入期間内は解約できないと拒否された」という相談も受けています。

■注意すべきポイント

・「お試し価格」、「初回○円」などと表示されていても、定期購入が条件となっている場合があります。契約内容をしっかり確認しましょう。

・「定期購入期間内の解約が可能か」、「解約の申し出先や方法」も確認しましょう。

問上益城広域消費生活相談室(危機管理課 危機管理係) ☎286-3210

地域安全ニュース

全国地域安全運動

「みんなでつくろう安心の街」をスローガンとして、全国一斉に地域安全運動が実施されます。

この運動は、地域住民、行政、各種団体、警察が連携して、犯罪のない安全で安心して暮らすことのできる街をつくろうという運動です。

■実施期間

①10月11日(日)~20日(火)

②安全安心なまちづくりの日 10月11日(日)

■地域の安全のために

・見通しの悪い場所や夜暗い場所など、地域の危険な場所を確認しましょう。

・もしもの時に備えて、ランドセルやカバンなど、相手から見えやすく、自分の手が届く場所に防犯ブザーを着けましょう。

・不審な電話やメールに対しては、一度落ち着き家族や警察に相談。

・在宅時でも、留守番電話機能などを有効に利用しましょう。

問御船警察署・御船地区防犯協会連合会 ☎282-1110